

消費者 市民社会に向けた 教育へのヒント?

そんなに難しく考えなくても、
いままでやってきた消費者教育・啓発の
取組に、一工夫、一言付け加えれば、
消費者市民社会の形成に
つながる消費者教育・
啓発になります。

一般的な 消費者教育・ 啓発の例

キャッチセールスの
トラブル事例を題材にした場合、
「安易に契約しないように」と
注意喚起し、クーリング・オフ
その他の対処方法
について啓発。

一工夫した 消費者教育・啓発の例

「消費生活センターに相談しましょう」

一人で悩んでいないで、まずは相談してみましょう。
そして自分でクーリング・オフできず解決した場合であっても、
不信に感じたことはそのままにせず、やはり消費生活センターに相談しましょう。
そのようにして情報が集まることで、問題ある事業者に対する
措置がとられ、更なるトラブルの防止に役立ちます。
そのことでさらに問題ある事業者が淘汰され、健全に取引を
行うものだけが残るようになります。
製品事故の情報も同じです。例えば家電製品のコードの根元から火花が
出た、というような場合、メーカー、販売店や、消費生活センターに
申し出ることが大事です。たまたま製品が故障したのか、構造上の
不具合か、調べてみることで類似の事故が防止できます。
一人一人の行動で、社会を動かしていくことが
できます。それが、消費者が主役となる
消費者市民社会への第一歩です。

消費者 市民社会 って?

消費者教育の
推進に関する法律が
施行されました

(平成24年12月13日施行)

目次

- ・「消費者教育」とは?・「消費者市民社会」とは?
- ・消費者教育の推進に関する法律は何を決めた法律でしょうか?
- ・消費者市民社会の構築に向けて、消費者が身に付けたい力
- ・消費者市民社会に向けた教育へのヒント

消費者ホットライン 0570-064-370

消費者庁消費生活情報課03-3507-8800(代表)

平成25年1月版

Q「消費者教育」とは？

A 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。
 会社の経営者、サラリーマン、販売員、公務員、医者、学生、教師、テレビタレント…どんな職業をしている人も、みな「消費者」です。人が消費者として自立できるためには、その時代、社会に応じて、様々な知識と、適切な行動がとれる実践的な能力を身に付けなければなりません。自立を助けるための働きかけが、消費者教育です。

Q「消費者市民社会」とは？

A 消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会です。

それは、一人一人の消費者が、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会を意味します。

消費者が大量生産・大量消費・大量廃棄の経済の波に流されて漂流する存在から、持続可能な社会、経済の実現に向けた舵取り役となることです。〔消費者教育推進のための課題と方向〕平成24年4月6日公表・消費者教育推進会議の報告より

Q 消費者教育の推進に関する法律[※]は何を決めた法律でしょうか？

A **目的等** 総合的、一体的に消費者教育を推進するため、定義や基本理念、国や地方公共団体の責務などを定めています。

内容	●国
	消費者教育の推進のための「基本方針」策定(閣議決定)、消費者庁に「消費者教育推進会議」を設置
	●地方公共団体
	消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の開催
	●国、地方公共団体
	学校、大学等、地域における消費者教育の推進、人材の育成
	教材の充実、調査研究、情報の収集等
	●消費者団体、事業者団体
	消費者教育の推進への協力

※<http://www.caa.go.jp/information/index12.html> を参照下さい。

消費者市民社会の構築に向けて、消費者が身に付けたい力

	消費が持つ 影響力の理解	持続可能な 消費の実践	消費者の参画・協働
幼児期	自らの消費が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、他者に影響を及ぼしているものであることを理解し、適切なサービスを選択できること。	持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力。	消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、主体的に社会参画することの重要性を理解し、他者と協働して消費生活に関連する諸課題の解決のために行動できる力。
小学生期	おつかいや買い物に関心を持とう。	身の回りのものを大切にしよう。	協力することの大切さを知ろう。
中学生期	消費をめぐる物と金銭の流れを考えよう。	自分の生活と身近な環境との関わりに気づき、物の使い方などを工夫しよう。	身近な消費者問題に目を向けよう。
高校生期	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう。	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう。	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう。
若者	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう。	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう。	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう。
成人一般	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう。	持続可能な社会を目指したライフスタイルを実践しよう。	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう。
高齢者	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう。	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう。	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう。

「消費者教育の体系イメージマップ～消費者力ステップアップのために～」(消費者教育推進のための体系的プログラム研究会)より抜粋。
 URL : <http://www.caa.go.jp/information/index14.html#m05>